

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料

令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日最終改定

【住宅】

(消費税込金額、単位：円)

| 区分 | | 手数料 |
|---------|--------|------------------------|
| 一戸建ての住宅 | | 44,000 |
| 共同住宅 | 算出方法 | 基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 |
| | 基本料金 | 219,500 |
| | 戸あたり料金 | 4,400 |
| | 共用部料金 | 219,500 |

備考

- 表は基本額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、申請内容を勘案した見積りとさせていただきますので、あらかじめその内容を聴かせていただく場合があります。
- 住宅を含む複合建築物に係る料金は、当該表の額に【非住宅建築物】の用途、評価手法及び評価対象面積に応じた額を加算した額とします。
- 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の技術的審査料金は、「建築物全体の審査」の料金とします。
- 「共用部を有しない 2 住戸のみの共同住宅等」の技術的審査料金は一戸建ての住宅の額の 2 倍とします。
- 共同住宅等にて、1 住戸のみの申請の場合の技術的審査料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 変更申請の場合は、当初の申請で適用された額の 2 分の 1 (算定した額に 10 円以下の端数が生じたときは当該額を切上げた額) とします。
- 適合証を再発行する場合の手数料は、一通につき 5,500 円とさせていただきます。(次表において同じ。)

【非住宅建築物】

(消費税込金額、単位：円)

| 評価対象面積 (㎡) | 1 類 | | 2 類 | | 3 類 | |
|-------------------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|
| | 評価手法 | | | | | |
| | 標準入力 法又は主 要室入力 法 | モデル建 物法 | 標準入力 法又は主 要室入力 法 | モデル建 物法 | 標準入力 法又は主 要室入力 法 | モデル建物 法 |
| 300 以下 | 165,000 | 88,000 | 137,500 | 79,300 | 110,000 | 55,000 |
| 単独申請 | 330,000 | 176,000 | 275,000 | 158,600 | 220,000 | 110,000 |
| 300 超 2,000 以下 | 330,000 | 198,000 | 275,000 | 153,700 | 220,000 | 110,000 |
| 単独申請 | 660,000 | 396,000 | 550,000 | 307,500 | 440,000 | 220,000 |
| 2,000 超 5,000 以下 | 385,000 | 220,000 | 330,000 | 192,500 | 275,000 | 165,000 |
| 単独申請 | 770,000 | 440,000 | 660,000 | 385,000 | 550,000 | 330,000 |
| 5,000 超 10,000 以下 | 440,000 | 253,000 | 398,200 | 236,200 | 365,400 | 220,000 |
| 単独申請 | 880,000 | 506,000 | 796,400 | 472,500 | 712,900 | 440,000 |
| 10,000 超 | 別途見積り | | | | | |

備考

1 「単独申請」とは、この計画の基礎となる建築確認申請を他機関で申請されたものをいう。

2 本表中 1 類、2 類又は 3 類とは、次によります。

| 区分 | 建築基準法施行規則別紙による具体用途 | |
|------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 1 類 | 学校等 | 08070 幼稚園 |
| | | 08080 小学校 |
| | | 08082 義務教育学校 |
| | | 08090 中学校、高等学校又は中等教育学校 |
| | | 08100 特別支援学校 |
| | | 08110 大学又は高等専門学校 |
| | | 08120 専修学校 |
| | | 08130 各種学校 |
| | | 08132 幼保連携型認定こども園 |
| | | 08180 保育所その他これに類するもの |
| | | 08410 自動車教習所 |
| | 病院等 | 08260 病院 |
| | | 08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） |
| | | 08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの |
| 08190 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。） | | |

| | | | |
|-----|----------------|-------|--|
| | | 08192 | 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。） |
| | | 08210 | 児童福祉施設（建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4 項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。） |
| | | 08220 | 児童福祉施設（入所する者の寝室がないものに限る。） |
| | ホテル等 | 08400 | ホテル又は旅館 |
| | | 08600 | 個室付浴場業に係る公衆浴場（その他これらに類するもの）専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設（その他これらに類するもの） |
| 3 類 | 工場、倉庫等の用途 | 08340 | 工場（自動車修理工場を除く。） |
| | | 08350 | 自動車修理工場 |
| | | 08360 | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの |
| | | 08430 | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 |
| | | 08510 | 倉庫業を営む倉庫 |
| | | 08520 | 倉庫業を営まない倉庫 |
| | | 08610 | 卸売市場 |
| | | 08620 | 火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設 |
| | | 08310 | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋 |
| | | 08320 | 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設 |
| | | 08420 | 畜舎 |
| | | 08270 | 巡查派出所 |
| | | 08280 | 公衆電話所 |
| | | 08600 | 専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗（その他これらに類するもの） |
| 2 類 | 1 類又は 3 類以外の用途 | | |

3 評価対象面積の算定方法は、次によります。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 新築以外の場合は、別途見積りとさせていただきます。

ハ 一の建築確認申請に、評価対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの評価対象面積の合計額

ニ 一の棟に用途分類が複数ある場合は、1 類に 2 類又は 3 類が含まれる場合は 1 類と、2 類に 3 類が含まれる場合は 2 類とします。この場合において、これによる算定した結果において実状にそぐわないと REJ が認める場合は協議によります。

- 4 モデル建物法による計算方法とする場合において、計算対象外となる室を含む場合の額は、次によります。
- イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 一律 33,000 円
 - ロ 建築物の一部が計算対象外の室の場合 評価対象面積から計算対象外の室の床面積を控除した面積の区分
- 5 変更申請における評価対象面積の算定方法は、次によります。
- イ 当初の計画書の申請が REJ 以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積
 - ロ 直前の判定と評価方法又は用途が異なる場合 当初の評価時の床面積
 - ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計
- 6 建築物省エネ法判定又はBELS評価と併願を選択できるもの（評価方法が同一の場合のものに限る。）は、申請内容を勘案した見積りとさせていただきます。